

令和7年度 高等教育の修学支援新制度

(日本学生支援機構給付奨学金・授業料等減免制度) 2次採用募集案内

令和7年度「高等教育の修学支援新制度」2次採用の募集を以下のとおり行います。申請希望者は、下記 QR コードより日本学生支援機構の「給付奨学金案内」を確認のうえ、本紙をよく読み、申請を行ってください。



1. 高等教育の修学支援新制度について

本制度は①「日本学生支援機構(以下、JASSO)給付奨学金」と、②「授業料等減免制度」の2つで1セットの支援策です。令和7年度から、対象範囲の拡大に伴い、**多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化等の支援が開始されました。**「多子世帯への授業料無償化の制度」は本制度に該当します。

原則、JASSO 給付奨学金に採用されることで授業料等減免制度も併せて認定されます(JASSO 給付奨学金の申請時に、授業料等減免制度の申請も必要となります)。2次採用で採用された場合、後期分の減免が対象となります。前期分に遡って採用とはなりません。

【多子世帯について】

多子世帯に該当するかどうかの判定については、日本学生支援機構により、令和6年12月31日時点の扶養状況によりなされます。「扶養する子」の数が2人以下だった者が、令和7年1月1日～令和7年8月31日に「新たに生まれた子等」※1が増えた場合、「扶養する子」の数が3人以上となり、多子世帯に該当する可能性※2があります。該当者は、申込み時に学生課まで申告してください。

また、令和6年12月31日時点で子ども3人以上を扶養していた生計維持者に死別・離婚・暴力等からの避難等の扶養の異動を伴う事実※3がある場合、至急学生課にご相談ください。

※1 生計維持者の実子(出生による)、里子(里親委託による)、特別養子(特別養子縁組による)

※2 本制度において、「多子世帯」に該当するには、「扶養する子」の数が3人以上であることに加え、学生等本人が生計維持者の「扶養する子」である必要があるため、前者に該当しても後者に該当しなければ「多子世帯」とは判定されません。

※3 例えば、生計維持者(父母)2名のうち1名が子供3人を扶養する家庭で、令和7年1月1日～令和7年8月31日の期間にその扶養者が死去し、もう一方の生計維持者が子供3人を扶養することになった場合です。

<注意事項>

日本学生支援機構に提出したマイナンバーの税情報から、多子世帯の判定が行われます。

確定申告の誤りや市役所等の手続きの誤りによって、令和6年12月31日時点の扶養人数が3人になっていない場合、「多子世帯に該当しない」と日本学生支援機構が判定します。奨学金を申請する前に、生計維持者マイナポータルや課税証明書に記載されている扶養人数が3人以上であることを確認してください。

2. 対象者

学部生（※修業年限＝4 年で卒業できないことが確定した学生は申請できません。）

3. 申請から支援開始までの流れ

その1「JASSO 給付奨学金」申請（10/22まで）

- ・スカラネットの入力情報、申請書類に基づき審査が行われます。
- 申請資格や各種基準については「給付奨学金案内」（QR コード参照）を確認してください。
- 給付奨学金についての家計基準の該当有無は進学資金シミュレーター（<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>）から確認可能です。
- （“進学資金シミュレーター”で検索可能です。）

その2「授業料等減免制度」申請（10/22まで）

- ・「JASSO 給付奨学金」の申請者は、併せて「授業料等減免制度」にも申請が必要です。
- JASSO 給付奨学金の申請時に、スカラネットで「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を希望しますか。」の質問に「希望します」を選択してください。別途 G-port でも申請が必要です。
- ※「授業料等減免制度」は、「JASSO 給付奨学金」の審査結果に連動します。
- 手続きの詳細は、別紙「高等教育の修学支援新制度『授業料等減免』の申請方法について」をご確認ください。

その3「JASSO 給付奨学金」採用者への振込開始（12月）

- ・採用者には 12 月上旬頃、G-Port から審査結果を通知し、12 月下旬～1 月下旬頃、採用に関する書類を学生住所宛に送付します。

その4「授業料等減免制度」減免後の学費の振込依頼書の送付（12月以降）

- ・12 月以降、減免後の納付書が会計課から送付されます。（2次採用の申請時に「第2期分納付金 延納願」を提出する必要があります。）

4. 支援開始時期

令和7年 10 月

※JASSO 給付奨学金の実際の振込開始月は 10 月です（10 月～12 月分が合算して振り込まれます）。

5. 【注意】給付奨学金との併用による第一種奨学金の月額調整について

給付奨学金に採用された場合、第一種奨学金の月額が「給付奨学金案内」P.19 のとおり、自動的に調整されます（第Ⅰ区分、第Ⅱ区分及び第Ⅳ区分（多子世帯）に認定された場合、第一種奨学金の月額が 0 円となります）。調整は給付奨学金の支援開始月の 10 月より遡って開始されます。そのため、調整額分の返金が必要となる場合がありますので予めご了承の上、申請してください。

6. JASSO 給付奨学金提出書類についての注意点

- ・父母が海外居住者でマイナンバーの提出ができない場合について
（海外に居住し、2025 年度（2024 年 1 月～12 月分）の住民税が課税されていない（2025 年 1 月 1

日時時点で国内に居住していない))

以下、日本学生支援機構のHPを確認し、必要な書類を揃えて 10/22 までに 学生センター学生課へ提出してください。

[HP アドレス]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoku.html>

[アクセス方法] 日本学生支援機構 HP>奨学金>申込みに関する手続き>進学後に申し込む

(在学採用)>在学採用申込みにおけるマイナンバーの使用>生計維持者が海外に居住している
場合(在学採用申込み)

※書類不備が非常に多く見受けられます。「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書
(Excel ファイル)」内の「必要添付書類」欄を必ず確認してください。

7. 後期分の減免について

申請時に延納願をご提出いただき、日本学生支援機構給付奨学金に採用された後、後期分の減免金額を差し引いた納付書を12月以降にお送りしますので、納付書に記載されている金額の学費を納付してください。

8. 問い合わせおよび送付先

学生センター学生課(中央教育研究棟1階) 電話番号:03-5992-1183

<送付先>〒171-0031 東京都豊島区目白1-5-1

<宛名>学習院大学 学生センター学生課奨学金窓口

※郵送で提出する場合、提出用封筒ごとレターパック等に封入して郵送してください。

以 上

【申請から採用までのスケジュール】

日時	内容
	【申請書類の受取】 ・学生課奨学金窓口で「①学校種別(大学または大学院)②日本学生支援機構2次採用の申請書類を受け取りたい」旨を伝えてください。
10/22(水)まで	【スカラネットによる申込み】 ・「JASSO 給付奨学金」スカラネット入力 ※詳細は、奨学金案内及び下書き用紙を確認ください。 ・「授業料等減免制度」の申請については、スカラネット及び G-port で行います。 ※手続き方法は、別紙「高等教育の修学支援新制度『授業料等減免』の申請方法について」をご確認ください。 【インターネットによるマイナンバーの提出】 スカラネット申込み後、マイナンバー提出用のサイトから、マイナンバーを提出してください。(給付奨学金案内 31 頁参照)
10/22(水)必着 (<u>期限後は一切受理 きません</u>) <u>窓口:16時45分まで</u>)	【申請書類の提出】 提出先:学生課 提出方法:窓口持参または郵送 <JASSO 給付奨学金> (給付奨学金案内 P.26 参照)

	①スカラネット入力下書き用紙（給付・貸与共通） 全員 ②第2期分納付金 延納願 ※事由に「日本学生支援機構給付奨学金及び高等教育の修学支援新制度の1次採用に申請しているため。」と記載してください。 ③学修計画書 全員（※ボールペンで記入し、文章は書式内に収めること） ④在留資格記載の証明書、児童養護施設入所等の証明書 該当者のみ ⑤マイナンバーが提出できない場合の証明書類 該当者のみ （※父母が海外に居住し、2024年度（2023年1月1日～12月31日）の住民税が課税されていない（2024年1月1日時点で国内に居住していない）場合、<u>生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」の提出が必要です。</u>申告書に添付する書類は、「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」データの「【採用の申込み】記入例と注意事項」のシートに記載されていますので、添付忘れがないようにご注意ください。）
マイナンバー提出から 1週間以内 （郵便局の窓口から簡易書留で郵送）	【書類の郵送】 日本学生支援機構へ郵送 ①奨学金確認書兼地方税同意書 ※「奨学金確認書兼地方税同意書」内の返信用封筒を使用して郵送してください。 <u>※マイナンバーカードを作成していない場合、住民票等代替りの書類の提出が必要です。当該セットの中身をよく読み、対応してください。</u>
12月上旬 ～ 1月下旬	・12月上旬頃、G-Portにて選考結果を通知（採用者は12月11日奨学金振込開始。10月以降の分が合算して振り込まれます。） ・12月下旬～1月下旬頃、日本学生支援機構発行の採用結果に関する書類を学生住所宛に送付します。
採用後	【自宅外通学であることを証明する証明書の提出】※該当者のみ ・給付様式35「通学形態変更届（自宅外通学）」 ・自宅外通学であることを証明する証明書 ※申請時に、スカラネットで「自宅外通学」を選択した場合でも、「自宅通学」の金額から振込み開始となります。自宅外月額の振込みは、生計維持者と別居し、かつ学生等本人の居住に係る家賃が発生していることの証明書を大学に提出する必要があります。原則として、審査完了後から日本学生支援機構による審査で「自宅外通学」と認められた月まで遡って「自宅外月額」の支給を受けることができます。
12月以降	採用後、減免額を差し引いた納付書を会計課から送付しますので、記載された期日までに振り込みます。